

風早北部 防犯情報 しょうなん

風早北部ふるさと協議会
防犯防災部 作成
2022年1月15日
第 104 号

SHOW "No Action No-result"

警察官を名乗る人物からの電話 「新たな手口 巧みにあなたの口座暗証番号 を聞き出してしまいます」



千葉県警察本部からの通報によれば、電話の相手が警察を名乗り、「あなたの預貯金が不正に引き出されている。キャッシュカードを回収する必要があります。被害は『救済法』で補償される。これから伝える4桁の番号にカードの暗証番号を付けたものが申請番号になる。」などと電話があり、被害者に8桁の番号を復唱させて暗証番号を聞き出した上で、被害者宅に警察官を装った者が訪れ、持参したパンチでキャッシュカードに穴を開け、使えなくなったように見せかけて持ち去る手口と実際の被害が確認されています。

ICチップや磁気ストライプ部分以外は穴をあけてもカードは有効に使えます。

このおばさんの口座暗証番号は「9876」
かぁ。ウヒヒヒ

番号「1234」の後にあなたの口座暗証番号を加えた8桁の数字があなたのカード回収申請番号です。今それを復唱してお知らせください。

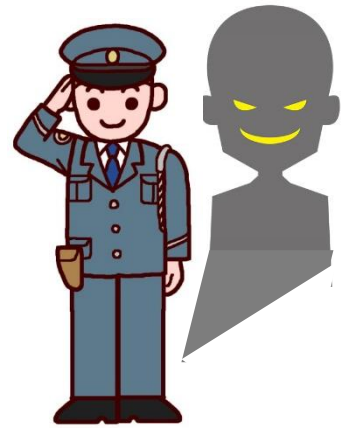
「12349876」です。

気をつけていないと、うっかり相手に自分の大切な情報を漏らしてしまいます。口座暗証番号はどんなことがあっても絶対に他人には教えないこと。

是非警戒してください！

いかなる理由があろうと、警察官があなたの口座暗証番号を訊ねたり、キャッシュカードを預かることはありません。

ここ数カ月の間でも、市役所職員を騙った事案と共に「警察官を騙る」詐欺予兆電話が多発しています。市役所の担当部署や警察署が市民を守る有効な対策を十分とれていないことの裏返しの現状にあります。役所の方々を過度に頼らず、電話口で柏市役所職員や柏署警官を名乗ったらまずは詐欺電話の可能性を疑いましょう。



クロスボウ(ボウガン)所持が

3月15日以降は規制されます

無断所持・使用は違反(犯罪)行為です

千葉県警察本部・柏警察署からの通報によりますと、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、

改正法の施行日(令和4年3月15日)

以降、クロスボウ(通称:ボウガン)

の所持が原則禁止・許可制となります。

これに伴い千葉県警察では、無償でクロスボウの引取りをしています。

引取りを希望される方は、最寄りの警察署(柏警察署:04-7148-0110)

に連絡の上、お持ちのクロスボウと「クロスボウ等処分依頼書※」に必要事項を記載したものを持参してください。

クロスボウの所有者ではない代理人の方が持参する場合は、「委任状※」に必要事項を記載したものもあわせて持参してください。引取りの際には身分確認書面の提示が必要です。

【引取り対象物品】クロスボウ本体・壊れたクロスボウ・クロスボウ部品・矢など

※依頼書や委任状は下記の千葉県警察本部 HP からダウンロードが可能です

URL: https://www.police.pref.chiba.jp/fuhoka/window_crossbow.html



もし今年3月15日以降で、ボウガンを所持している人を見かけたら、直ぐに警察に通報願います。

柏署☎ : 04-7148-0110